

曾於市地区公民館長
連絡協議会

会長 土橋 儀光

あいさつ



曾於市地区公民館長を代表し
一言ご挨拶を申し上げます。

少子高齢化と云われる今日、
曾於市民憲章に、「私たちは
活力に満ちた 元気なまちにし
ます」とありますように、明る
く・ともに支え合い・思いやり
の輪・広がるまちをつくりま
す。このように地域の活力・活
動が満ち溢れる町になりますよ
う、それぞれの地域の館長さん
と話し合いをもって、よりよい
地域の発展に御協力くださるよ
うお願い申し上げます。

財部地区



財部地区 池上勝義

末吉地区



中部地区 土橋儀光



財部南地区 西丸国治



西部地区 末吉忠一



財部北地区 坂口利幸



東部地区 宮路茂雄



中谷地区 小園宗治



南部地区 島子正一郎



岩北地区 坂元 勝



高岡地区 新田愛吉



穂地区 大休寺 茂



北部地区 吉永辰美



深川地区 春山千里



光神地区 郡山久夫



諏訪地区 戸高俊信



岩南地区 片田昭一

大隅地区



岩川地区 荒武光雄



柳迫地区 福岡 勝



笠木地区 川村省一



菅牟田地区 福永 勉



恒吉地区 重村芳文



大隅北地区 牧元資治



大隅南地区 阿多俊郎



月野地区 橋元孝一



浄化槽法定検査受検のお願い

法定検査を受けて家庭排水を浄化しましょう。

お問い合わせ先

(財)鹿児島県環境検査センター

☎ 099-223-3185

曾於市担当

☎ 099-482-4220



浄化槽法定検査の必要性

浄化槽は、保守点検・清掃と法定検査が適切に行われることによって、毎日の暮らしの中から出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。

浄化槽法では、保守点検・清掃とは別に、これらが適切に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査する「法定検査」が義務付けられています。

浄化槽にとって保守点検・清掃は、いわば日常の健康管理であり、法定検査は健康診断にあたります。

毎年1回行う定期検査は、これまで11人槽以上の比較的大きな浄化槽と官公署分はすべて検査していましたが、10人槽以下の家庭用の浄化槽も検査できる体制が整ったため、平成17年度から順次検査を実施しています。

浄化槽を設置されている方は、法定検査の趣旨をご理解のうえ、必ず受検していただきますようお願いいたします。

検査の内容

①使用開始検査(法第7条検査)

検査の手数料 (5～10人槽)

	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
使用開始検査	—	11,000 円
定期検査	4,000 円	6,000 円

※法定検査は、設置者の委託を受けて行う保守点検・清掃とは異なります。

※法定検査は、県の指定検査機関「(財)鹿児島県環境検査センター」が行います。

※法定検査は、事前に指定検査機関からハガキにより実施日の通知をします。

浄化槽を使い始めてから3ヶ月を経過したあとに、設置工事が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうか検査を行います。

②定期検査(法第11条検査)

毎年1回、浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうか検査します。

なお、家庭用の浄化槽は、検査の結果、適正な維持管理が行われている浄化槽については、当分の間、4年程度に1回の間隔で、実施していくことになりました。

平成22年度個人住民税減免のお知らせ

次の(1)から(3)のいずれかに該当される方は、市県民税を減額又は免除することができます場合がありますので、ご相談ください。



お問い合わせ先

税務課又は税務係

末吉支所税務課 ☎ 0986-76-8804

大隅支所税務係 ☎ 099-482-5922

財部支所税務係 ☎ 0986-72-0932

(1)災害に遭われた方

(2)生活保護を受けている方

(3)失業、疾病等により所得が激減した方(※一定の条件を満たす方)

※一定の条件とは、次の①から③の条件を全て満たす場合です。

①平成22年1月1日から12月31日までの合計所得金額(失業給付、疾病保険給付等を含む)が、平成21年1月1日から12月31日までの合計所得金額の半分以上に減少すると認められる場合

②平成21年1月1日から12月31日までの合計所得金額が40万円以下である場合

③財産、貯蓄等がなく、納税が著しく困難な場合



末吉支所 1 階の情報公開室

情報公開条例と個人情報保護条例の運用状況

平成 21 年度の公文書開示請求と個人情報開示請求の状況を公表します。



お問い合わせ先

総務課文書法制係

☎ 0986-76-8801

公文書開示の実施状況

(単位：件)

実施機関	開示請求件数	処理状況			
		開 示	部分開示	不開示	取下げ
市 長	4	1	2	1	0
議 会	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
農業委員会	1	1	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
合 計	5	2	2	1	0

※ 部分開示及び不開示は、公文書に個人情報や法人等の情報が含まれていたことによるものです。
なお、部分開示決定や不開示に伴う不服申立てはありませんでした

情報公開条例の運用状況
情報公開制度に対する市民の皆さんの理解と信頼を深め、より適正に制度の運営が図られるよう、平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）における公文書開示の実施状況を、次表のとおり公表します。

個人情報保護条例の運用状況
個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための個人情報保護制度が、適正に運用されているか判断する材料とするために、平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）における自己情報の開示、訂正等の請求状況を、下表のとおり公表します。

市政情報の種類	閲覧できる情報件数
市の長期計画、基本計画、指針等の情報	23 件
財務に関する情報	7 件
審議会等の会議録等の情報	7 件
合 計	37 件

各種市政情報の閲覧状況
市政に関する情報を積極的に市民の皆さんに公表・提供するため、次表に関する情報については、末吉支所 1 階の情報公開室で閲覧することができます。

保有個人情報開示の実施状況

(単位：件)

実施機関	開示請求件数	処理状況			
		開 示	一部開示	不開示	取下げ
市 長	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

※平成 21 年度においては、保有個人情報の開示請求はありませんでした。

実施機関	登録件数
市 長	754 件
議 会	4 件
教育委員会	176 件
農業委員会	20 件
選挙管理委員会	6 件
合 計	960 件

個人情報取扱事務の登録件数
市の機関が取り扱っている個人情報取扱事務の登録件数は次表のとおりです。

定期検査を受けましょう

適正な計量を行うためには正確な計量器を使用しなければなりません。食料品店、宅配便取扱店薬局などで商取引に使うはかり、また病院や学校などにあって体重測定に使うはかりは、2年1回、鹿児島県知事が行う定期検査を受けるよう法律で定められています。

そこで、曾於市では2年に1回の定期検査を、下記のとおり実施します。

対象となるはかりを持っているみなさんは、必ず定期検査を受けましょう。

※道の駅などに出す商品に重さを明記する場合は、個人の方でも検査が必要です。

■定期検査の日程

9月1日（水）	11：00～16：30	曾於市役所末吉支所
9月2日（木）	9：30～11：30	財部北地区生活改善センター
	13：00～16：30	財部中央公民館
9月3日（金）	9：30～14：30	岩川地区農業構造改善センター

■手数料

ばね式指示はかり、等比皿手動はかり、不等比皿手動はかり、ばね式指示はかり、台手動はかり、棒はかり、手動指示併用はかり



ひょう量	検査手数料
100kg 以下	500 円
250kg 以下	900 円
500kg 以下	1,500 円
1 t 以下	2,100 円
2 t 以下	3,700 円

棒はかり ばね式指示はかり (直線目盛に限る)	250 円
分銅 定量おもり	1 個につき 10 円

電気式はかり



ひょう量	検査手数料
100kg 以下	1,400 円
250kg 以下	1,800 円
500kg 以下	2,200 円
1 t 以下	3,100 円
2 t 以下	3,700 円

※ 検査を受けるには前もって申請が必要です。詳しくは曾於市役所末吉支所経済課 商工観光係へお尋ねください。 電話0986-76-8823



平成 22 年度「税を考える週間」 作品展 硬筆・書道及び 標語作品の募集

お問い合わせ先



税務課又は税務係

末吉支所税務課 ☎ 0986-76-8804

大隅支所税務係 ☎ 099-482-5922

財部支所税務係 ☎ 0986-72-0932

曾於市では「税を考える週間」の取り組みとして、税について関心を深めていただき、税の意識や役割を正しく認識してもらうため、市内の小・中学校の児童生徒および一般市民を対象に硬筆・書道・標語の作品を募集します。

「税を考える週間」平成 22 年 11 月 11 日（木）～ 11 月 17 日（水）

作品募集期間	平成 22 年 7 月 22 日（木）～ 9 月 10 日（金）まで
作品展示（予定）	平成 22 年 11 月 6 日（土）～ 11 月 7 日（日）まで（そお市民祭会場）
	平成 22 年 11 月 8 日（月）～ 11 月 29 日（月）まで（市役所各支所ロビー）
	平成 22 年 11 月 30 日（火）～ 12 月 19 日（日）まで（曾於市内道の駅）

項 目	硬 筆 の 部	書 道 の 部	標 語 の 部
応募資格	小学校 1・2 年生	小学校 3～6 年生	曾於市に住所を有する者（中学生以上）
募集課題	規定課題		自由（税に関するもので、未発表作品に限る）
応募点数	一人 1 点		一人 1 点
出品用紙	規定用紙	半紙に限る	官製はがき 1 枚につき、1 作品までとします。 中学生については、応募用紙をお使いください。
出品方法	作品に学校名、学年、氏名を記入し、各学校単位で取りまとめて、「税を考える週間作品応募」として末吉支所税務課または各支所地域振興課税務係まで提出してください。		標語 1 作品、住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、末吉支所税務課までお送りください。 中学生については、左記と同様により提出してください。
表 彰	・各部門曾於市長賞 ほかに 7 賞（入選数点） ・そお市民祭にて表彰式を行います。		
その他	応募者全員に参加賞を贈呈します。表彰者については、直接文書にて連絡いたします。 また、入賞および入選作品は各支所や道の駅で展示し、曾於市広報誌 11、12 月号にて紹介します。作品は作品展終了後、返却いたします。		

たくさんのご応募をお待ちしています。



特別児童扶養手当について

障害をお持ちのお子さんのために

お問い合わせ先

各支所保健福祉課

財部 ☎ 0986-72-0936

末吉 ☎ 0986-76-8807

大隅 ☎ 099-482-5925



特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願って、20歳未満で身体や精神に重度または中度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方などに対して支給される手当です。

手当が支給されない場合

- ① 児童や父、母、養育者が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので、併給できます）
- ③ 児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設、肢体不自由施設への母子入園を除く）に入所しているとき

特別児童扶養手当の額

- 1級（重度障害児）
月額 5万7500円
- 2級（中度障害児）
月額 3万3800円

※この額は児童1人あたりで、障害等級表に該当するとき、1級、2級が決定します。

特別児童扶養手当の手続き

市役所各支所の保健福祉課で請求の手続きができます。
なお、その他の各種手続きは下表をご参照ください。

添付書類

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）
- ② 世帯全員の住民票の写し
- ③ 診断書（用紙は市役所にあります）

※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合がありますので、お尋ねください。
④ その他の各種届出に応じて必要な書類

特別児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回、受給者本人の口座へ振り込まれます。

- ① 4月9日（12月～3月分）
- ② 8月11日（4月～7月分）
- ③ 11月11日（8月～11月分）

■各種届出一覧表

所得状況届	受給者全員が毎年8月11日から9月10日までの間に提出します。 なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。	対象児童にかかる 有期再認定請求書	原則として2年に1回、3月・7月・11月のうち定められた時期に、診断書を提出し、引き続き手当が受けられるかどうか再認定を受けなければなりません。（支給停止中の方も必要です。ご注意ください）
額改定届・請求書	障害の程度が変わった時や対象児童に増減があったとき	証書亡失届	手当証書をなくしたとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき	その他の届	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更・受給者が死亡したときなど



児童扶養手当について

児童の健やかな成長を願って

お問い合わせ先

各支所保健福祉課

財部 ☎ 0986-72-0936

末吉 ☎ 0986-76-8807

大隅 ☎ 099-482-5925



児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母親、または父が身体などに重度の障害がある児童の母、また母に代わって児童を養育している方などに対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

支給該当条件

- ① 父母が離婚したあと、父と生計が同じでない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父の生死が不明である児童
- ⑤ 父に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ その他（棄児など）

なお、児童とは18歳に達する日以降、最初の3月31日（18歳の年度末）までをいいます。
また、心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

手当が支給されない場合

- ① 対象児童や手当を受けようとする母または養育者が、公的年金（老齢福祉年金を除く）や労働基準法に基づく遺族補償を受けることができるとき
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ③ 児童が、障害を有する父に支給される公的年金の加算の対象になっているとき
- ④ 児童や母、養育者が日本国内に住んでいないとき
- ⑤ 母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）
- ⑥ 児童が父と生計を同じくしているとき

児童扶養手当の額

全部支給 月額4万1720円
一部支給 月額4万1710円

（9850円）

なお、この児童扶養手当の額は、対象児童が1人の場合です。児童が2人の場合は、この金額に5000円が

加算され、3人以降はさらに3000円ずつ加算されます。

児童扶養手当の手続き

各支所保健福祉課で請求の手続きができます。

■各種届出一覧表

現況届	受給者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。
資格喪失届	受給資格がなくなったとき
額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき
証書亡失届	手当証書をなくしたとき
その他の届	氏名・住所・振込口座・印鑑の変更、受給者が死亡したときなど



ひとり親医療費助成について

ひとり親家庭の医療費を全額支給。

お問い合わせ先

各支所保健福祉課

財部 ☎ 0986-72-0936

末吉 ☎ 0986-76-8807

大隅 ☎ 099-482-5925



曾於市内に住所があり、ひとり親家庭の父または母及び児童、父母のいない児童は、医療費の全額助成を受けることができます。

なお児童とは、18歳に達する以降の最初の3月31日（18歳の年度末）までをいいます。

助成が受けられない場合

- ① 生活保護法による保護を受けているとき
- ② 児童福祉施設または知的障害者援護施設に入所しているとき（母子寮を除く）
- ③ 里親に委託されているとき
- ④ 重度身体障害者医療費助成に関する条例に基づき、医療費の助成を受けることができる

受給資格者証の更新

受給者の皆さんは、全員、毎年7月中に更新申請書を提出しなければなりません。

申請は、市役所各支所の保健福祉課へお越しください。

年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
7月8日 (木)	午前10時～ 午後3時	大隅支所別館 2階大会議室

鹿屋年金事務所による年金移動相談所を開設します。年金に関する相談がある方は、お気軽にお越しください。

なお、相談の際は、年金手帳・年金証書・印鑑などをお持ちください。相談は無料です。

国民年金のはなし

- ・お気軽にご相談ください。
- ・異動のときは届出を忘れずに。

お問い合わせ先

市民課又は支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934



国民年金保険料の免除の切替え

国民年金保険料の免除承認期間は7月～翌年6月までです。毎年、申請する必要がありますので、平成22年6月まで免除されている方で、引き続き7月以降も国民年金保険料の免除を希望される方は、改めて申請して下さい。

（全額免除になっている方で、継続申請にしている方は除く。）

（手続き先）

市役所市民課・各支所地域振興課国民年金係

（必要なもの）

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ・認印
- ・他の市区町村から転入された方は、前年の所得状況、各種控除内容を証明するもの（所得審査に必要です。）
- ・失業などを理由に免除を申請される方は、離職票または雇用保険受給者資格証の写し（免除における所得審査が有利になります。）

日	月	火	水	木	金	土
				7/1 ひろば	2	3
4	5 ひろば	6 講座	7	8 ひろば	9 親子	10
11	12 ひろば	13	14	15 ひろば	16 親子	17
18	19 海の日	20 ひろば	21	22	23 講座	24
25	26 ひろば	27	28	29 ひろば	30 親子	31

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前10時～午後3時（月曜日～金曜日）
育児相談：午前9時～午後4時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び

- 会場：子育て支援センター
午前10時～午前11時30分

子育てひろば

- 会場：末吉総合センター
- 会場：財部保健福祉センター
子育てひろば：午前10時～午前11時30分

育児講座 午前10時～午前11時30分

- 会場：末吉総合センター（6日）
大隅弥五郎伝説の里（23日）

育児講座
6日は、末吉総合センターでOKJインストラクターの田鍋いずみさんを講師に招き「お母さんが元氣なら赤ちゃんも元氣。お母さんが笑顔なら赤ちゃんも笑顔」親子で一緒に楽しみながら運動します。対象は1才未満の親子です。動きやすい服装でバスタオル、飲み物（お茶）などご持参ください。また、23日は大隅弥五郎伝説の里で曾於市役所栄養士 春山泰子さんを講師に招き「パクパクツキング（親子で簡単クッキング）」を行います。対象は赤ちゃんから就学前のお子様まで、親子一緒にどうぞなたでも参加できます。当日は、エプロン、三角巾をご持参ください。

育児講座

6日と23日は育児講座を開催します。

お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター
大隅 ☎ 099-482-6125（直通）
子育て携帯サイトすまいるキッズ
<http://www.smile-kids.jp/sooshi>



九州電力からの
お知らせ

台風時の停電に備えましょう！

■ 台風時の停電情報をチェック！

台風による停電時には、電話がつながりにくくなることがあります。停電情報は下記のホームページでもご確認いただけます。

※台風等非常災害以外の突発的な停電に際しましては、停電情報はご確認いただけません。



携帯電話版ホームページ

<http://kyuden.jp>



パソコン版ホームページ

<http://www.kyuden.co.jp>

九州電力

検索

「九州電力」で検索してください。

■ 携帯メールサービス

台風による停電時には、ご登録いただいた携帯電話に停電情報をメール配信いたします。詳しくは、上記ホームページをご覧ください。九州電力の様々なイベントや省エネの情報などもお送りします。



2次元コード



■ 停電への備え

- 強風で飛ばされるおそれがあるものは、あらかじめしっかり固定しましょう。
- 普段から分電盤の位置を確認しておきましょう。通常、分電盤は玄関・台所・脱衣所・廊下等の上部に設置されています。

停電時に必要なもの(例)

- ☐ 携帯ラジオ ☐ 懐中電灯 ☐ 飲料水
- ☐ 乾電池 ☐ 携帯電話の充電器（電池式）
- ☐ ため水（生活用水）

■ 災害が起きたら

切れた電線を見つけたら、危険ですので絶対に触らずにお近くの九州電力へご連絡ください。



九州電力
ずっと先まで、明るくしたい。

愛します、守ります、 南九州の海 ～海上保安官募集～

●海上保安庁では、海上保安大学校学生及び海上保安学校学生の募集をしています。

試験日程、受験資格については次のとおりです。

海上保安大学校

海上保安大学校は、将来の海上保安庁の幹部候補となる職員として採用された学生に対し、海上保安業務に必要な高度な学術や技能を教授し、あわせて心身の練成を図ることを目的として設置された海上保安庁の教育機関です。教育期間は、本科4年、専攻科（遠洋航海実習等）6ヵ月の合計4年6ヵ月です。

(1) 試験日程

【受付期間】 平成22年8月26日（木）～9月7日（火）

【第1次試験】 平成22年10月30日（土）～10月31日（日）

(2) 受験資格

高等学校またはこれと同等と人事院が認める学校を卒業し、又は卒業する見込みであり、入学する年の4月1日現在で21歳未満で必要な受験資格を満たしている者

海上保安学校

海上保安業務に必要な学術や技能を教授し、あわせて心身の練成を図ることを目的に設置された海上保安庁の教育機関です。

卒業後の業務に応じ、4課3コースが設けられており、実践的な授業で各分野のエキスパートを育てています。

教育期間は、課程ごとに1年又は2年です。

(1) 試験日程

【受付期間】 平成22年7月20日（火）～8月3日（火）

【第1次試験】 平成22年9月26日（日）

(2) 受験資格

高等学校またはこれと同等と人事院が認める学校を卒業し、又は卒業する見込みであり、入学する年の4月1日現在で24歳未満で必要な受験資格を満たしている者

なお、受験資格、受験手続等の詳細は、海上保安庁ホームページをご覧ください。第十管区海上保安本部までお問い合わせください。

お問合せ先

第十管区海上保安本部

〒890-8510

鹿児島市東郡元町4番1号

鹿児島第2地方合同庁舎5階

第十管区海上保安本部 総務部人事課

☎099-250-9800 FAX099-250-9850

海上保安庁ホームページ

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/saiyou/bosyu/index.html>



当庁イメージキャラクター
「うみまる」

平成 22 年度自衛官等募集案内

募集種目		資 格	受付期間	試験期日
一般曹候補生		18 歳以上 27 歳未満の者	8 月 1 日～ 9 月 10 日	1 次 9 月 18 日 2 次 10 月 7 日～14 日
自衛官候補生	男子	18 歳以上 27 歳未満の者	年間を通じて 行っております	受付時にお知らせします
	女子	18 歳以上 27 歳未満の者	8 月 1 日～ 9 月 10 日	9 月 26 ～ 29 日
航 空 学 生		高卒（見込含）21 歳未満の者	8 月 1 日～9 月 10 日	1 次 9 月 23 日 2 次 10 月 16 日～21 日 3 次 11 月 13 日～12 月 16 日
看 護 学 生		高卒（見込含）24 歳未満の者	9 月 6 日～10 月 1 日	1 次 10 月 23 日 2 次 11 月 20 日・21 日
防衛大学校学生	推薦	高卒（見込含）21 歳未満の者	9 月 6 日～9 月 9 日	9 月 25 ・ 26 日
	一般	高卒（見込含）21 歳未満の者	9 月 6 日～10 月 1 日	1 次 11 月 6 日・7 日 2 次 12 月 14 日～18 日
防衛医科大学校学生		高卒（見込含）21 歳未満の者	9 月 6 日～10 月 1 日	1 次 10 月 30 日・31 日 2 次 12 月 8 日～10 日

●身 分：特別職国家公務員

●給与等：採用時の給与は、採用予定者の学歴・経歴により異なります。

その他、期末勤勉手当が年 2 回支給されるほか、職種や職域などに応じて特殊勤務手当調整手当等が該当者に支給されます。

●衣食住：制服、作業服、靴等その他の被服が支給又は貸与され、食事代、宿舍費は無料、寝具なども貸与されます。

●休 暇：年次休暇が年間 24 日のほか、夏季及び年末年始休暇等があり、完全週休 2 日制が実施されています。

お問合せ先

自衛隊鹿児島地方協力本部大隅地域事務所

☎ 099 - 482 - 1405

募集コールセンター（受付時間 12：00 ～ 20：00）

フリーダイヤル 0120 - 063792

募集相談員

平川 忠幸（末吉地区） ☎ 0986-76-1649

前畑 浩一（財部地区） ☎ 0986-72-2155

荻野 秀一（大隅地区） ☎ 099-482-6155

曾於市役所 総務課 消防交通係

☎ 0986 - 76 - 8801（内線 1219）



携帯電話・ＩＰ電話からの１１９番通報 「位置情報通知システム」の運用を開始します！



大隅曾於地区消防組合消防本部通信指令室

☎ 099-482-0119

● 位置情報通知システムとは

このシステムは、最近、受信件数が増加している携帯電話やＩＰ電話からの１１９番の通報時に、音声通話と同時に通報者の発信位置について通報を受信する大隅曾於地区消防組合通信指令室の電子地図上に表示させるものです。特に携帯電話での通報では土地勘のない方からの通報でも迅速に通報位置を特定できるため、消防隊や救急隊の現場到着時間の短縮につながる事が期待されます。

平成２２年１０月１日から運用を開始します。



● 通知される情報

① 携帯電話から通報した場合

１１９番通報を受信した基地局の住所や電波到達範囲等から算出された位置情報が通知されますがＧＰＳ機能に対応する携帯電話については、より精度の高い位置情報が通知されます。ただし、携帯電話の機能や発信場所、その他の条件により、位置情報の誤差が大きくなる場合があります。

② ＩＰ電話から通報した場合

通報している電話回線を契約している人の住所や氏名等が、位置情報として通知されます。

● 非通知設定をして１１９番通報した場合

携帯電話の発信番号の「１８４」を付け加えた場合やＩＰ電話で非通知設定をするなど発信者番号非通知の場合は、位置情報は通知されません。

ただし、人命や身体に差し迫った危険がある場合など、緊急に位置情報が必要と判断した場合は、非通知設定を付加された通報であっても、位置情報を取得することがあります。

● １１９番通報時のお願い

携帯電話で１１９番通報した場合、その携帯電話の機種や電波の受信状態により、通知される位置情報に誤差が生じ、通報場所の正確な位置を特定できないことがありますので、１１９番通報は従来どおり口頭で住所や目標物等をお伝えください。

※お問い合わせ先：大隅曾於地区消防組合 消防本部通信指令室 ０９９（４８２）０１１９

